

輔仁会館利用規程

北海道札幌西高等学校
平成28年2月24日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、北海道札幌西高等学校同窓会館（以下「輔仁会館」という。）を北海道札幌西高等学校（以下「西高」という。）の教職員及び生徒、同窓会、PTA等関係団体の活動等の場として未永く利用するため、輔仁会館の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（規則等の遵守）

第2条 輔仁会館を利用する場合は、北海道の教育財産管理規則、及び関係規程並びに輔仁会館利用規程及び輔仁会館使用要領を遵守しなければならない。

（管理責任者及び管理事務取扱責任者）

第3条 輔仁会館の管理責任者は北海道札幌西高等学校長とし、管理事務取扱責任者は事務長とする。管理責任者が不在の時は、副校長または教頭が代行できる。
なお、管理事務については事務室の職員が、利用については総務部が担当する。

（利用者）

第4条 輔仁会館を利用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- （1） 西高の教職員及び生徒
- （2） 西高の同窓会（以下「輔仁会」という。）
- （3） 西高のPTA等関係団体
- （4） 第4条(1)または(2)、(3)と合同で利用する他校の教職員、生徒、PTA等教育関係団体
- （5） 公共団体又は公共的団体
- （6） その他管理責任者が適当と特に認めた者

（使途の範囲）

第5条 輔仁会館の使途の範囲は次のとおりとする。ただし、個人的な利用は認めない。

- （1） 西高の各種教育活動
- （2） 親睦や交流を目的とした集会
- （3） 各種会議、研修会
- （4） 北海道教育委員会が主催または後援する大会等
- （5） 北海道教育委員会が使用を許可するもの
- （6） 二中開校以来の各種資料の保管
- （7） その他管理責任者が適当と特に認めたもの

（利用申請と使用許可）

第6条 輔仁会館の利用の申請は、第4条（1）（2）（3）（4）に該当する者は「輔仁会館使用申込書（別記1）」を次のとおり提出する。その他の団体等にあつては教育財産規則等に基づき申請手続きを行わなければならない。

なお、生徒が使用する場合は、担任・顧問等教職員を「申込者」として申請すること。その際に1ヶ月に5回以上使用する場合には、まとめて最大14日分を部活動等用の申込書（別記2）で申請することができる。

- （1） 西高の事務室に「輔仁会館使用申込書」を提出する。
- （2） 申請後できる限り早く管理責任者が可否を判断し、否の場合は申請者に通知する。
- （3） 事務室の職員は、使用が許可された利用者名等を「輔仁会館使用簿」にデータ入力する。

（使途の優先順位）

第7条 使用日・時間・場所が重複する場合、総務部で検討し、管理責任者が判断する。そのため、すでに許可されていたものが使用できなくなることもある。

（使途の制限）

第8条 管理責任者は次の各号に該当するときは、輔仁会館の利用を許可しないものとする。

- （1） 学校の教育活動に影響があることが予想されるとき
- （2） 政治活動、布教活動などの思想的背景を持つ集会等が予想されるとき
- （3） 飲酒やスポーツを行うことが予想されたとき
- （4） その他管理責任者が不適當と認めたとき

（使用要領）

第9条 輔仁会館の利用については、別紙「輔仁会館使用要領」に基づき利用する。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、「輔仁会館使用要領」によらない利用を認めることができる。

（使用の中止）

第10条 管理責任者は、次の各号に該当するときは、輔仁会館の利用を中止させることができる。

- （1） 「輔仁会館利用規程」及び「輔仁会館使用要領」と異なる使用状況が見られたとき
- （2） 申請した使用目的等の記述と実際の使用状況が異なるとき
- （3） 騒音等により近隣に迷惑をかけると認められたとき
- （4） その他管理責任者が不適當と認めるとき

（使用料等）

第11条 第4条（5）（6）にかかる使用料については、北海道行政財産使用料条例及び北海道行政財産使用料条例等の規程による。

（補則）

第12条 この規定に定めのあるもののほか、輔仁会館の管理運営に関して必要な事項は、別に定めることができる。

（規程の改廃）

第13条

この規程の改廃は、輔仁会役員に相談した上で、管理責任者が行う。

付 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。